

2018/10/19 15:40 現在の情報です。

東京都江東区東雲二丁目6番19-313号
株式会社スプレッド

会社法人等番号	0106-01-031319	
商号	株式会社スプレッド	
本店	東京都江東区東雲二丁目6番19-313号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成16年7月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融情報の提供 2. 資産運用に関するコンサルタント業 3. 不動産管理業、投資業 4. 株価指数先物取引、株価指数オプション取引、海外株価指数先物取引、外国為替証拠金取引 5. コンピュータシステムの開発及びコンピュータソフトウェアの販売 6. 経営コンサルティング業務 7. 経理業務、総務業務の受託業務 8. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成19年 8月27日変更 平成19年11月 9日登記	
役員に関する事項	取締役 小澤政太郎	平成17年 8月27日重任
	取締役 小澤政親	平成17年 8月27日重任
	東京都江東区東雲二丁目6番19-313号 代表取締役 小澤政太郎	平成17年 8月27日就任
	監査役 河井文生	平成17年 1月20日就任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の同意をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の同意をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成19年 8月27日変更 平成19年11月 9日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成19年 8月27日変更 平成19年11月 9日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成17年9月1日東京都江戸川区西葛西六丁目16番4号から本店移転 平成17年 9月28日登記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。